

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

岩手県公安委員会

委員長 石川 哲

岩手県公安委員会規則第3号

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岩手県道路交通法施行細則（昭和35年岩手県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第2（第12条の2関係）			別表第2（第12条の2関係）		
種類	路線名	区間	種類	路線名	区間
[略]			[略]		
一般国道	[略]		一般国道	[略]	
	45号	<u>陸前高田市気仙町字福伏103番1から大船渡市三陸町越喜来字所通48番1まで</u>		45号	<u>陸前高田市気仙町字福伏245番3宮城県境から釜石市片岸町第1地割26番1釜石北インターチェンジまで</u>
		<u>陸前高田市竹駒町字相川37番16から大船渡市大船渡町字鷹頭55番1まで</u>			<u>陸前高田市気仙町字福伏103番1宮城県境から大船渡市立根町字細野7番4まで</u>
		<u>大船渡市三陸町越喜来字小出59番404から三陸町吉浜字中井95番1まで</u>			<u>大船渡市三陸町越喜来字所通118番1から48番1まで</u>
		<u>釜石市松原町二丁目35番3から港町二丁目51番50まで</u>			<u>釜石市松原町二丁目35番3から港町二丁目51番50まで</u>
		<u>釜石市両石町第4地割42番3から釜石市片岸町第1地割26番1まで</u>			
		<u>下閉伊郡山田町船越第2地割30番47山田南インターチェンジから宮古市上鼻二丁目40番1まで</u>			<u>上閉伊郡大槌町大槌第15地割字辺津沢7番2大槌インターチェンジから宮古市上鼻二丁目40番1まで</u>
		[略]			[略]
		[略]			[略]
	106号	<u>宮古市新川町91番2地先から盛岡市茶畑一丁目19番1地先まで</u>		106号	<u>宮古市新川町91番2地先から盛岡市茶畑一丁目19番1地先まで</u>
	<u>盛岡市川目第5地割122番74地先から122番38地先まで</u>		<u>宮古市松山第7地割86番地先宮古中央インターチェンジから根市第7地割86番3地先宮古根市インターチェンジまで</u>		
			<u>盛岡市川目第5地割122番74地先から122番38地先まで</u>		
	[略]		[略]		
283号	<u>釜石市松原二丁目34番1地先から甲</u>	283号	<u>釜石市松原町二丁目34番1地先から</u>		

		子町第7地割152番18地先まで 釜石市甲子町第7地割154番5から 遠野市上郷町平野原3地割20番2ま で [略]
県道	[略]	[略]
	氏子橋夕 顔瀬線	[略]
	遠野住田 線	[略]
	[略]	[略]
市道	[略]	[略]
	小向南山 谷線	[略]
町道	[略]	[略]
	東街道線	[略]
[略]		

様式第1号の3（第5条の2関係）

[略]

		甲子町第7地割152番18地先まで 釜石市甲子町第13地割259番1地先 釜石ジャンクションから遠野市綾織 町新里28地割29番1地先遠野インタ ーチェンジまで [略]
県道	[略]	[略]
	氏子橋夕 顔瀬線	[略]
	焼走り線	八幡平市田頭第3地割30番1地先か ら44番1地先まで
	遠野住田 線	[略]
	[略]	[略]
市道	[略]	[略]
	小向南山 谷線	[略]
	新館堀割 線	八幡平市大更第18地割88番254地先 から田頭第5地割82番13地先まで
	上町朝日 線	八幡平市田頭第2地割26番1地先か ら第3地割42番10地先まで
	向坂線	八幡平市大更第23地割8番9地先か ら田頭第2地割76番1地先まで
	舞鶴線	奥州市前沢字新城64番1地先から95 番2地先まで
	徳沢工業 団地線	奥州市前沢字照井館1番2地先から 字徳沢42番3地先まで
	港町2号 線	釜石市港町二丁目51番1号地先から 鈴子町地先まで
	港町3号 線	釜石市港町二丁目51番1号地先から 67番4号地先まで
町道	[略]	[略]
	東街道線	[略]
	花輪田寺 野線	上閉伊郡大槌町小鎗第26地割字生井 沢から第22地割字中川原まで
	寺野線	上閉伊郡大槌町小鎗第21地割109番 内29から第22地割字中川原まで
[略]		

様式第1号の3（第5条の2関係）

[略]

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第2号（第9条、第9条の2関係）

[略]

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第3号（第9条、第9条の2関係）

[略]

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列5番とする。

様式第3号の2（第9条、第9条の2関係）

[略]

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第3号の3（第9条、第9条の2関係）

[略]

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第4号（第9条、第9条の2関係）

[略]

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第4号の2（第9条の3、第9条の4関係）

[略]

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第4号の3（第9条の3、第9条の4関係）

[略]

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列5番とする。

様式第4号の4（第9条、第9条の4関係）

[略]

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第4号の5（第9条の3、第9条の4関係）

[略]

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第4号の6（第9条の3、第9条の4関係）

[略]

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第10号（第17条関係）

[略]

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第11号（第18条関係）

[略]

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第13号（第19条関係）

[略]

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(A4)

様式第2号（第9条、第9条の2関係）

[略]

(A4)

様式第3号（第9条、第9条の2関係）

[略]

(A5)

様式第3号の2（第9条、第9条の2関係）

[略]

(A4)

様式第3号の3（第9条、第9条の2関係）

[略]

(A4)

様式第4号（第9条、第9条の2関係）

[略]

(A4)

様式第4号の2（第9条の3、第9条の4関係）

[略]

(A4)

様式第4号の3（第9条の3、第9条の4関係）

[略]

(A5)

様式第4号の4（第9条の3、第9条の4関係）

[略]

(A4)

様式第4号の5（第9条の3、第9条の4関係）

[略]

(A4)

様式第4号の6（第9条の3、第9条の4関係）

[略]

(A4)

様式第10号（第17条関係）

[略]

(A4)

様式第11号（第18条関係）

[略]

(A4)

様式第13号（第19条関係）

[略]

(A4)

様式第20号（第32条関係）

[略]

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第20号の2（第32条関係）

[略]

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第20号の3（第32条の3関係）

[略]

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第21号（第33条関係）

[略]

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第22号（第34条関係）

[略]

備考1 [略]

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第26号（第35条の2関係）

[略]

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第27号（第35条の2関係）

[略]

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第27号の2（第35条の2関係）

[略]

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第27号の5（第35条の5関係）

[略]

備考1 [略]

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第27号の7（第35条の7関係）

[略]

備考1 [略]

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第27号の8（第35条の8関係）

[略]

備考1 [略]

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第27号の9（第35条の8関係）

[略]

備考1 [略]

様式第20号（第32条関係）

[略]

(A4)

様式第20号の2（第32条関係）

[略]

(A4)

様式第20号の3（第32条の3関係）

[略]

(A4)

様式第21号（第33条関係）

[略]

(A4)

様式第22号（第34条関係）

[略]

備考 [略]

(A4)

様式第26号（第35条の2関係）

[略]

(A4)

様式第27号（第35条の2関係）

[略]

(A4)

様式第27号の2（第35条の2関係）

[略]

(A4)

様式第27号の5（第35条の5関係）

[略]

備考 [略]

(A4)

様式第27号の7（第35条の7関係）

[略]

備考 [略]

(A4)

様式第27号の8（第35条の8関係）

[略]

備考 [略]

(A4)

様式第27号の9（第35条の10関係）

[略]

備考 [略]

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(A4)

様式第27号の11（第35条の12関係）

様式第27号の11（第35条の12関係）

[略]

[略]

備考1 [略]

備考 [略]

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(A4)

様式第28号（第36条関係）

様式第28号（第36条関係）

[略]

[略]

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(A4)

様式第28号の2（第36条関係）

様式第28号の2（第36条関係）

[略]

[略]

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(A4)

様式第29号（第37条関係）

様式第29号（第37条関係）

[略]

[略]

備考1 [略]

備考 [略]

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(A4)

様式第29号の2（第37条関係）

様式第29号の2（第37条関係）

[略]

[略]

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(A4)

様式第29号の5（第37条の3関係）

様式第29号の5（第37条の3関係）

[略]

[略]

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(A4)

様式第29号の7（第37条の7関係）

様式第29号の7（第37条の7関係）

[略]

[略]

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(A4)

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。